

平成 23 年 11 月 24 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
 (コード 2388 大証 J A S D A Q 市場)
 問合せ先 執行役員経営管理本部長 浅野 樹美
 (TEL 03 - 6225 - 2207)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 24 日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 22 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の理由

当社の取締役会および株主総会における招集手続きおよび議長選任に関し、当社事業の現状に即し、柔軟にかつ迅速に対応するため、現行定款第 12 条(招集権者および議長)ならびに第 20 条(取締役会の招集権者および議長)について変更を行うものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>取締役社長</u> がこれを招集する。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 2. 株主総会の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれにあたる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	(招集権者および議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>あらかじめ取締役会の決議により選定された取締役</u> がこれを招集する。 <u>当該取締役に事故があるときは</u> 、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 2. 株主総会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会の決議により選定された取締役</u> がこれにあたる。 <u>当該取締役に事故があるときは</u> 、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを	(取締役会の招集権者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会</u>

<p>招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p><u>の決議により選定された取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	--

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 :平成 23 年 12 月 22 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 :平成 23 年 12 月 22 日

以 上